松江市 Ruby 技術者認定資格取得促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市 Ruby 技術者認定資格取得促進助成金(以下「助成金」という。) については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。) に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) Ruby 技術者認定試験 一般財団法人 Ruby アソシエーションによる Ruby Association Certified Ruby Programmer 認定試験をいう。
 - (2) 教育機関 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学及び高等専門学校並びに同法第 124 条に規定する専修学校をいう。

(助成の対象等)

第3条 助成金の名称、助成金交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、助成対象 経費、交付の率又は金額、助成対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲 内で交付するものとする。

助成金の名称	松江市 Ruby 技術者認定資格取得促進助成金
助成金交付の目的	松江市内の教育機関に在籍する児童、生徒又は学生に Ruby 技術者
	認定資格を取得しやすくすることにより、松江市から多くの Ruby
	技術者を輩出する土壌を創造し、もって Ruby の街としての地域ブ
	ランドを創生することを目的とする。
交付の対象である事	Ruby 技術者認定試験の受験。ただし、この助成金と同様の趣旨の
務又は事業の内容	他の補助金等の交付を申請し、又は受けている場合を除く。
助成対象経費	Ruby 技術者認定試験を受験する際に支払った受験料(消費税及び
	地方消費税の額を除く。)
交付の率又は金額	助成対象経費の2分の1の額
助成対象者の範囲	松江市内の教育機関に在籍する児童、生徒又は学生
終期	令和7年3月31日

(助成の制限)

第4条 この要綱による助成金の交付は、1年度につき1回限りとする。

(交付の申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、松江市 Ruby 技術者 認定試験資格取得促進助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、 市長に提出しなければならない。
 - (1) 松江市内の教育機関に在籍していることがわかる書類(学生証等の写し)
 - (2) 受験料を支払ったことがわかる書類
 - (3) PrometricID が確認できる書類
 - (4) 振込先金融機関口座が確認できる書類
- 2 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、前項第2号の書類の提出により、 その提出があったものとみなす。

(助成金の交付決定及び確定)

第6条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべき ものと認めるときは、速やかに助成金の交付を決定するとともに、その額を確定し、松江市 Ruby 技術者認定試験資格取得促進助成金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者 に通知するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

- 第7条 規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。 (助成金の交付)
- 第8条 市長は、第6条の規定により助成金の額を確定したときは、遅滞なく助成金を交付するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。